

## 第 20 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 7 年 1 月 30 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分

2 開催の場所 松江市役所 西棟 5 階 防災センター

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 121 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 122 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 123 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 124 号 非農地確認について

議 第 125 号 松江市農用地利用集積計画の訂正について

議 第 126 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 31 号 会長専決処分の報告

報告第 32 号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員 (17 名) 欠席委員 (2 名)

1 番 小村 伸吾	(出)	2 番 吉岡 雅裕	(欠)	3 番 角田 正紀	(出)
4 番 足立 裕子	(出)	5 番 伊藤 和明	(出)	6 番 吉岡 幸雄	(出)
7 番 清原 昭	(出)	8 番 磯部 美津子	(出)	9 番 古藤 俊光	(出)
10 番 渡部 文明	(出)	11 番 宮廻 彰夫	(出)	12 番 永江 りえ	(出)
13 番 勝田 達雄	(出)	14 番 矢野 秀行	(出)	15 番 松本 喜次	(出)
16 番 石原 一男	(出)	17 番 岸本 定朝	(出)	18 番 森口 順子	(欠)
19 番 三島 進	(出)				

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之		

## 6 会議内容

会 長  
( 議 長 )

定刻になりました。それでは、ただ今から第 20 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は 2 番委員、18 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19 名のうち、17 人の出席となっております。過半数を超えておりますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。3 番委員、4 番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び佐藤主任にお願いします。

それでは、議事に入ります。議第 121 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。議第 121 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページ以降と併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は 7 件 10 筆でいずれも所有権移転です。

はじめに、61 番の案件についてご説明します。申請は古志町の畠 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地あり一体的な耕作が見込まれるためです。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、62 番の案件についてご説明いたします。申請は古志町の畠 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、63 番、64 番の案件についてご説明いたします。申請は浜佐田町の畠 1 筆を売買するものです。それぞれ 63 番では持分 3 分の 2 を、64 番では持分 3 分の 1 を所有されます。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。63 番の譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり一体的利用が見込めるためです。64 番の譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、所有地が開発のため代替地として取得するためです。63 番の受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。64 番の受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、65 番の案件についてご説明いたします。申請は竹矢町の畠 5 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢で農業が出来ないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため、自宅から近く耕作に便利なためです。取得後は野菜を栽培されます。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植え機、管理機、草刈り機、コンバイン等の農業用機械を所有しておられます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、66 番の案件についてご説明いたします。申請は八幡町の田 1 筆を生前贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情によるためです。取得後は水稻栽培を継続されます。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機等

事務局	の農業用機械を所有しておられます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	次に、67番の案件についてご説明いたします。申請は美保関町七類の畠1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。取得後は野菜を栽培されます。受人の世帯は、管理機を購入予定です。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
10番委員	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
7番委員	62番の案件について確認です。譲受理由が自宅から近く耕作に便利となっているが、淞北台から古志町に来て農業を行うのか。
事務局	譲受人は果樹を栽培できる農地を探していたと伺っている。
7番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	それではないようでございますので、採決をいたします。議第121号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第121号は原案のとおり許可することに決します。
事務局	次に、議第122号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
	失礼します。議第122号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の5ページと併せて事業計画変更説明資料の1ページをご覧ください。
	5条事業計画変更9番についてご説明いたします。本案件は、令和6年4月30日付で農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は玉湯町玉造の2筆で、●●●●工事に伴い、現場事務所及び作業員駐車場として使用するため、令和7年1月31日までの一時転用を許可していました。今回、工事期間が1か月延長となったため、一時転用期間を令和7年2月28日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。その他、転用目的等の変更はございません。
	以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
10番委員	事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
	(なしの声)

議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 122 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 122 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第 122 号は原案のとおり承認することに決します。
事務局	次に議第 123 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 123 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 7 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 3 ページをご覧ください。
	はじめに、5 条 67 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西長江町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 D 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は 109 m <sup>2</sup> 、所要面積も同様の 109 m <sup>2</sup> です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場とするものです。なお、譲受人の現住所は上乃木となっておりますが、定住対策の政策で転用該当地の近くにある空き家に住まれる予定となっております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	次に、5 条 68 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域および緩和 B 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は 1,501 m <sup>2</sup> 、所要面積は隣接する宅地、雑種地および原野とあわせて 19,961.52 m <sup>2</sup> です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する宅地、雑種地および原野をあわせて、65 区画の造成を行い、農地転用部分は建売住宅 4 棟の建設をするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	次に、5 条 69 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の 4 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、太陽光発電施設です。転用面積は 5,554 m <sup>2</sup> 、所要面積も同様の 5,554 m <sup>2</sup> です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、太陽光発電施設を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	次に、5 条 70 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の 4 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、太陽光発電施設です。転用面積は 1,704 m <sup>2</sup> 、所要面積は隣接する原野とあわせて 4,837 m <sup>2</sup> です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する原野をあわせて整備し、太陽光発電施設を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

おります。

次に、5条71番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町平原の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、倉庫兼車庫です。転用面積は62m<sup>2</sup>、所要面積は隣接する原野とあわせて191m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する原野をあわせて整備し、倉庫兼車庫とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条72番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、工事現場事務所および駐車場です。転用面積は661m<sup>2</sup>、所要面積も同様の661m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年3月31日までです。事業計画は、申請地を●●●●工事に伴う工事現場事務所および駐車場として使用するものです。なお、現地は賃借人が●●●●工事及び●●●●工事のため、令和7年1月31日までの一時転用許可を受けて使用しております。このたび継続して使用するため申請されたものです。なお、当初の許可条件である農地復元義務については、このたびの許可で引き継ぐことを約束いただいている。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条73番から75番につきましては、申請内容が共通しておりますので、始めに転用目的とその審査基準について説明いたします。5条73番から75番の転用目的は、田を鯉の養殖池として利用するものです。農地を養殖池に一時転用する場合は、農林水産省の通知により審査基準が示されており、このたびの申請内容は、この通知の許可要件に該当しております。また、許可要件の一つに松江市と協定を締結することとされており、令和6年10月16日付けで協定締結しております。この協定の主な内容は、農地への原状回復の際に支障がないよう利用及び管理をすること、周辺農地や農業用施設の利用に支障がないよう措置を講ずること、養殖池を廃止する際には報告を行い、原状回復をすることなどです。なお、これら73番から75番の案件は一時転用ですが、引き続き要件を満たす場合は再度転用許可を行うことができます。それでは、個別案件について説明いたします。5条73番について、賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町上意東の6筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は養鯉場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は13,147m<sup>2</sup>、所要面積も同様の13,147m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は許可日から10年間です。事業計画は、申請地を鯉の養殖池として利用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条74番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転

事務局	<p>用目的は養鯉場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は10,340m<sup>2</sup>、所要面積も同様の10,340m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は許可日から10年間です。事業計画は、申請地を鯉の養殖池として利用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条75番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町内馬の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は養鯉場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は8,222m<sup>2</sup>、所要面積も同様の8,222m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は許可日から10年間です。事業計画は、申請地を鯉の養殖池として利用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条76番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置き場及び業務車両置き場です。転用面積は297m<sup>2</sup>の内235m<sup>2</sup>、所要面積も同様の235m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は許可日から10年間です。事業計画は、岡山市に本社がある賃借人が、出雲市及び松江市での建設工事を請け負うため、申請地を建築資材置き場及び業務車両駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条77番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で、集落接続に該当します。転用面積は339m<sup>2</sup>、所要面積も同様の339m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条78番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で、集落接続に該当します。転用面積は296m<sup>2</sup>、所要面積も同様の296m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、5条79番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は手角町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は17m<sup>2</sup>、所要面積は隣接する宅地とあわせて288.60m<sup>2</sup>です。</p>
-----	--

事務局	権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地と隣接する宅地をあわせて整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
10番委員	事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありますか。
13番委員	69番、70番について、2社に分かれているのは何か意図があるのか。
事務局	2社については、代表取締役は同じですが別法人であり、それぞれが太陽光発電事業を行う事業計画であり、何か意図があつて分けているとは申請代理人である行政書士からは聞いておりません。
13番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第123号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、67番、68番、70番、71番、72番、76番、79番について採決いたします。議第123号のうち、67番、68番、70番、71番、72番、76番、79番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
	ご異議なしということですので、議第123号のうち、67番、68番、70番、71番、72番、76番、79番は原案のとおり許可することに決します。
	次に、議第123号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、69番、73番、74番、75番、77番、78番について採決いたします。議第123号のうち、69番、73番、74番、75番、77番、78番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
	ご異議なしということですので、議第123号のうち、69番、73番、74番、75番、77番、78番は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。
	次に、議第124号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議第124号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案14ページ以降と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは11件21筆です。 はじめに、60番について説明します。土地の所在は、美保関町七類の都市計画区域外、農振農用地区域外の畠1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道松江鹿島美保関線と市道七類海岸線の交点から北に約440メートル進んだ西180メートルに位置しており、平成5年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。 次に、61番から70番については、東忌部町の明神池周辺の農地となっておりますの

事務局	で、一括で説明します。土地の所在は、東忌部町の市街化調整区域、農振農用地区域外の田 19 筆、畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道一崎大谷線と市道千本明神池線の交点から明神池に向かった明神池周辺に位置しており、昭和 50 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。
議長	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	ないようござりますので、採決いたします。議第 124 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第 124 号は原案のとおり確認することに決します。
事務局	次に議題 125 号「松江市農用地利用集積計画の訂正について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 125 号、松江市農用地利用集積計画の訂正について、ご説明いたします。
議長	議案の 19 ページをご覧ください。この浜佐田町 5 筆の利用権設定は令和 6 年 3 月の総会において決定し、3 月 29 日付けで公告したものです。この転貸契約につきましては、元の契約期間が平成 31 年 4 月 5 日から令和 6 年 3 月 31 日までであり、更新のために 3 月の集積計画に載せていましたが、これ以前の令和 6 年 2 月 14 日に、契約の終期を令和 11 年 12 月 31 日に変更する手続きを行っておりました。これにより現在、同じ農地に平成 31 年 4 月 5 日から令和 11 年 12 月 31 日と、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日の 2 つの期間で利用権を二重に設定していました。これは、松江市が後の方の集積計画を作成する際に先の期間延長を見落としていたことによるものでございます。対応について、しまね農業振興公社と協議した結果、後で設定をした更新の利用権設定を取り消すために、3 月の農用地利用集積計画から転 42 号の 5 筆を削除するものです。
議長	以上、ご審議お願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	ないようござりますので、採決いたします。議第 125 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 125 号は原案のとおり決定することに決します。
議長	次に議題 126 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>失礼します。議第 126 号、松江市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>所有権移転について、お手元の総会議案 22 ページをご覧ください。所 1 番は竹矢地区と東出雲地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。所 2 番、3 番は宍道地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大の意向があるため、所有権移転するものです。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田 10,260 m<sup>2</sup>、畠 1,106 m<sup>2</sup>、計 11,366 m<sup>2</sup>です。</p> <p>相対契約について、23 ページ以降をご覧ください。利 1 番は秋鹿地区、更新案件です。利 2 番は生馬地区、新規案件です。利 3 番は川津地区、更新案件です。利 4 番から 8 番は本庄地区、更新案件です。利 9 番から 15 番は大庭地区、更新案件です。利 16 番から 26 番は鹿島地区、更新案件です。利 27 番、28 番は東出雲地区、更新案件です。利 29 番は玉湯地区、新規案件です。利 30 番から 42 番は宍道地区、利 30 番から 32 番、34 番から 36 番、38 番、40 番から 42 番は更新案件、33 番、37 番、39 番は新規案件です。利 43 番から 46 番は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 113,070 m<sup>2</sup>、畠 2,045 m<sup>2</sup>、その他は施設用地で 923 m<sup>2</sup>、計 116,038 m<sup>2</sup>です。</p> <p>転貸契約について、33 ページをご覧ください。転 1 番は秋鹿地区、更新案件です。転 2 番は古江地区、更新案件です。転 3 番、4 番は東出雲地区、3 番は新規案件、4 番は更新案件です。転 5 番は宍道地区、更新案件です。転 6 番、7 番は八束地区、6 番は更新案件、7 番は新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 5,821 m<sup>2</sup>、畠 8,340 m<sup>2</sup>、計 14,161 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p> <p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>利 2 番について、借賃内容は水稻となっているが、野菜を作ると言っている。</p> <p>分かりました。内容を野菜に修正します。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">(なしの声)</p> <p>ないようございますので、採決いたします。議第 126 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしということですので、議第 126 号は原案のとおり決定することに決します。</p> <p>次に、報告に入ります。報告第 31 号「会長専決処分の報告」及び報告第 32 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(報告)</p> <p>報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、第 20 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
議長	
7 番 委員	
事務局	
議長	
議長	
議長	
議長	
事務局	
議長	